

研究成果報告奨励金規程

平成30(2018)年5月8日 制定

平成30(2018)年12月1日 理事会改定

令和7(2025)年6月12日 理事会改定

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本医学物理学会（以下「本会」という）定款第4条2項の調査研究を促進するために支給する、研究成果報告奨励金について必要事項を定める。

(対象者)

第2条 研究成果報告奨励金の支給対象者は、次の大会に参加する者から選定する。

- (1) 韓日医学物理学会合同学術大会: Korea-Japan joint meeting on medical physics (KJMP)
- (2) World Congress On Medical Physics & Biomedical Engineering (WC)
- (3) International Conference on Medical Physics (ICMP)
- (4) Asia-Oceania Congress of Medical Physics (AOCMP)

(条件)

第3条 研究成果報告奨励金は、前条に規定する各大会につき、それぞれ以下の条件を満たす者から支給対象者を選定する。

- (1) 本会の正会員または学生会員であること
- (2) 40歳以下であること
- (3) 過去2年以内の研究で、国外未発表の研究を発表すること
- (4) 過去に本会から、国際会議旅費援助、研究成果報告奨励金を受けていないこと
- (5) 会議終了後1ヶ月以内に「医学物理」誌に会議参加報告を寄稿すること

(支給対象者の決定)

第4条 研究成果報告奨励金の支給対象者は、本会の国際交流委員会において選出し、理事会が決定する。

- 2 前項の支給対象者の選考にあたり、支給対象者本人、並びにその利害関係者は関与しない。
- 3 前項の利害関係者とは、支給対象者の直系の親族とする。

(奨励金の金額)

第 5 条 研究成果報告奨励金の支給対象 1 件あたりの金額は内規により定める。

(対象者の公募)

第 6 条 研究成果報告奨励金の支給対象者の公募は、原則として第 3 条に定める大会の開催の都度、本会のホームページを通じて行う。

(支給の取り消し)

第 7 条 研究成果報告奨励金の支給対象となった者が次のことを行った場合、支給を取り消す。また、すでに支給済みの場合には対象者は奨励金を直ちに返還しなければならない。

- (1) 学術大会において発表を行わなかったとき
- (2) 提出書類の記載事項に事実との重大な相違があったとき
- (3) 第 3 条 (5) を履行する前に日本医学物理学会を退会したとき
- (4) 重大な犯罪行為があったとき
- (5) 日本医学物理学会の会員としての体面を汚すような行為があったとき
- (6) 本人が希望するとき

(補則)

第 8 条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

1. この規程の改正は、理事会の決議により行われる。